

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る条例（案）

条 項	概 要	従う or 参酌
第〇条	趣旨	—
第〇条	最低基準の目的	—
第〇条	最低基準の向上	—
第〇条	最低基準と放課後児童健全育成事業者	—
第〇条	放課後児童健全育成事業の一般原則	参酌
第〇条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参酌
第〇条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	参酌
第〇条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	参酌
第〇条	設備の基準	参酌
第〇条	職員 ①～③、⑤	従う
	職員 ④	参酌
第〇条	利用者を平等に取り扱う原則	参酌
第〇条	虐待等の禁止	参酌
第〇条	衛生管理等	参酌
第〇条	運営規定	参酌
第〇条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	参酌
第〇条	秘密保持等	参酌
第〇条	苦情への対応	参酌
第〇条	開所時間及び日数	参酌
第〇条	保護者との連絡	参酌
第〇条	関係機関との連携	参酌
第〇条	事故発生時の対応	参酌
附 則		
第〇条	施行期日	—
第〇条	職員の経過措置	従う